

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税
回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の
説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	二重課税の除去の方式に関する規定	二
4	相互協議手続	二
5	税務当局間の協力	二
6	協定の濫用を防止するための規定	二
7	効力発生及び適用	三
8	その他	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、クロアチアとの間の所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための協定を締結するため、平成三十年（二千十八年）三月から政府間交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、同年十月十九日にザグレブにおいて、日本側山田外務大臣政務官とクロアチア側マリツチ財務大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、クロアチアとの間で課税権を調整するものである。この協定の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とクロアチアとの間で課税権の調整が図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文三十一箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」等の用語の意義を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること（第七条）並びに船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の居

住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法及びその場合の課税上の調整方法（第九条）について規定している。また、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること（第十条から第十二条まで）、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十四条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十五条）、個人が芸能人等として取得する所得については、役務提供地国において課税することができること（第十六条）、退職年金等については、居住地国においてのみ課税することができること（第十七条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十八条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第十九条）、匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得については、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができること（第二十条）並びにその他の所得については、居住地国においてのみ課税することができること（第二十一条）を規定している。

3 二重課税の除去の方式に関する規定

この協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している（第二十二条）。

4 相互協議手続

この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができると及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定している（第二十四条）。

5 税務当局間の協力

両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること（第二十五条）を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等（第二十六条）について規定している。

6 協定の濫用を防止するための規定

この協定の特典の濫用を防止するため、配当に対する免税を享受することが出来る者を一定の要件を満たす適格者等に限定すると並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が協定の特典を受けることである場合には協定の特典は与えられないことを規定している（第十条及び第二十八条）。

7 効力発生及び適用

各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行うこと及びこの協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この協定の適用の時期について規定している。（第三十条）

8 その他

租税に関する無差別待遇（第二十三条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの協定との関係（第二十七条）等を規定するとともに、この協定の終了（第三十一条）について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

